

平成25年3月19日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員 16名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稻	岡	健	太郎
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳造
8番	須	磨	隆	正
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	戸	坂	忠	寸計
15番	久	木	拓	栄
16番	山	本	辰	榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝			
副	町	長	山	王竹夫			
教	育	長	穴	田 實			
教	育	次	長	間 嶋 正 剛			
総	務	課	長	兼 富 来 支 所 長	寺 尾 隆 之		
企	画	財	政	課	長	新 田 辰 巳	
情	報	推	進	課	課	長 補 佐	関 田 勝 行
税	務	課	長	土 田 善 博			

住 民 課 長	谷 場 可 一
子育て支援課長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	酢 谷 豊 一
建 設 課 長	細 川 一 元
上下水道課長	安 田 朗
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	堤 谷 一 博
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	坂 本 英 人
議会事務局次長	村 井 直

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 議案第1号ないし第39号及び議案第41号ないし第57号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 町長追加提出 同意第1号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第4 議員提出 発議第9号及び第10号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第5 議員の派遣について
- 日程第6 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

(開 議)

櫻井 俊一議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

櫻井 俊一議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第 2 町長提出 議案第 1 号ないし第 3 9 号及び議案第 4 1 号ないし第 5 7 号（委員長報告、質疑、討論、採決）

櫻井 俊一議長 次に、町長提出 議案第 1 号ないし第 3 9 号及び第 4 1 号ないし第 5 7 号を、一括して議題とします。

以上の各案の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 南 政夫 君。

南 政夫総務常任委員長 総務常任委員長報告をいたします。

今定例会において、総務常任委員会に付託された議案 1 5 件について、去る 1 5 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第 1 号「平成 2 4 年度志賀町一般会計補正予算（第 5 号）について」は、歳入では、町民税をはじめ、市町村たばこ税や普通交付税、国の緊急経済対策の補正予算に伴う国県支出金や農林水産業債などを増額する一方で、地区自治振興基金繰入金などを減額し、歳出では、各事業の確定及び精算見込みに伴う事業費の減額や財政調整基金の積み増しが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、繰越明許費に計上された福祉関係団体補助金に係る繰越理由などについての質問がなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 8 号「平成 2 4 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、歳入では、インターネット加入者の増加に伴う使用料及び放送料の増額、歳出では、県道改良工事に伴う

ケーブルの移設工事費の増額が主なものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、放送料が増額となった具体的な理由などについての質問がなされ、担当課から説明を受けております。

続いて、議案第15号「志賀町非常勤の職員の公務災害補償費等に関する条例の一部を改正する条例について」は、障害者自立支援法が改正されることに伴い、関係条文の改正を行うものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号「志賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、職員が町長の随員として国内及び外国旅行をする際の運賃、宿泊料等の旅費に関する規定を追加することに伴い、関係条文を追加するものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、職員が随員として旅行する場合の適用範囲についての質問がなされ、担当課長から説明を受けております。

続いて、議案第22号「志賀町集落コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について」は、公の施設のあり方の見直し方針に基づき、水の潤倶楽部、七海会館、笹波集会所を、それぞれ地元区へ譲渡するにあたり、関係条文を改正するものであるとの説明を受け、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、譲渡方針が示された当該施設以外の集会施設における地元区との交渉状況についての質問がなされ、担当課長から説明を受けております。

続いて、議案第25号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、現下の厳しい経済情勢に鑑み、平成25年度においても、引き続き、町長給料の10パーセントを減額するため、関係条文の改正を行うものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号「志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、国家公務員給与

の削減が行われている折り、地方自治体に対しても給与削減の要請がされている現状に鑑み、若年層の給与抑制措置の回復を、平成26年4月1日に1年先送りするため、関係条文の改正を行うものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号「志賀町憩いの広場条例を廃止する条例について」は、施設管理の所管換えにより、当該施設を堀松公民館の附属施設とし、一体的に有効かつ効率的に管理するため、本条例を廃止するものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号から第33号までの「財産の無償譲渡について」は、それぞれ地元区の集会施設として利用している実態に鑑み、水の潤倶楽部を福浦港区に、七海会館を富来七海区に、笹波集会所を笹波区に、建物等の町有財産を地元区へ無償譲渡するものであるとの説明を受け、採決の結果、それぞれ、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、譲渡方法などについての質問がなされ、担当課長から説明を受けております。

続いて、議案第41号から第44号までの「新たに生じた土地の確認について」及び「字及び小字の区域の変更について」は、いずれも、石川県が富来漁港整備のために公有水面の埋め立てを行ったことに伴い、新たな土地が生じたため、当該土地の字及び小字の区域の編入を行うものであるとの説明を受け、採決の結果、それぞれ、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 教育民生常任委員会委員長 堂下 健一 君。

堂下健一教育民生常任委員長 教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件15件について、13日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第1号「平成24年度一般会計補正予算（第5号）」につき

ましては、民生費では、国民健康保険特別会計繰出金や介護保険特別会計繰出金、臨時保育士の賃金等を減額する一方で、障害者自立支援給付費等を増額、衛生費では、保健事業及び郡市広域圏事務組合負担金の減額、消防費では、消火栓新設改修工事負担金や要援護者等屋内退避施設確保事業による増額、教育費では、私立幼稚園就園奨励費補助金、志賀高等通学費補助金及び富来中学校整備事業の減額など、事業費の確定及び精算見込みに伴う補正が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

なお、審議に際し委員からは、児童の安全安心のために「放課後子どもプラン事業」の更なる充実をとの要望がありましたので、併せて申し添えいたします。

次に、議案第2号「平成24年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」は、歳入では、事業の確定見込みによる国庫負担金及び共同事業交付金の減額や、療養給付費交付金の増額のほか、一般会計からの繰入金、基金繰入金を減額し、歳出では、高額医療費共同事業拠出金や保険財政共同安定化事業拠出金の減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号「平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は、歳入では、事業の確定見込みによる一般会計繰入金の減額、歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金の確定見込みによる減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「平成24年度介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、歳入において、国庫補助金等の確定見込みによる減額、歳出においては、保険給付費の額の確定見込み並びに事業費の額の確定見込みによる減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

なお、審議に際し委員からは、今後も積極的な介護予防サービス事業の実施について要望がありましたので、申し添えいたします。

続いて、議案第7号「平成24年度志賀町立診療所事業特別会計補正

予算（第2号）について」は、歳入においては、予防接種等受託収入の増によるもの、歳出においては、賃金等の確定見込みによる減額及び医薬材料費の増額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「平成24年度志賀町立富来病院事業特別会計補正予算（第3号）について」は、電子カルテ導入事業費の確定に伴い、事業費の一部について、次年度の国民健康保険特別会計調整交付金を充当することとしたため、資本的収入のうち、企業債の一部について減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号「志賀町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例について」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、町が設置しなければならない対策本部に関し、必要な事項を定めるための条例の制定を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について」ないし、議案第13号「志賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について」は、地域主権改革一括法の公布に伴い、これまで国の法律や政省令で全国一律に定められていた介護保険サービス事業者の指定等に関する基準について、町の条例で定めることとされたことによる新たな条例の制定を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号「志賀町体育施設条例の一部を改正する条例について」は、石川県立富来健民ホッケー競技場の地籍調査確定に伴い、当該施設の設置地番が変更になったため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「志賀町保育所条例の一部を改正する条例につい

て」は、保育所適正配置計画に基づき、平成25年3月31日をもって、上熊野・加茂・下甘田の3保育園を休止とするため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号「志賀町乳幼児・児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、これまで満15歳であった助成対象年齢を、満18歳に引き上げるため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「志賀町志賀の郷運動公園条例の一部を改正する条例について」は、公の施設のあり方の見直し方針に基づき、志賀の郷運動公園の所管を教育委員会に移管するにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第21号「志賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」は、障害者制度改革として、地域社会における共生の実現に向け、今般「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」として題名等が改正されることに伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「志賀町地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について」は、公の施設のあり方の見直し方針に基づき、地域コミュニティセンター3施設を地区公民館施設とするため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

また、今定例会の付託案件ではありませんが、その他の件としまして、通学バス事故報告について、及び高浜保育園増築工事について説明をうけておりますので、併せてご報告いたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 産業建設常任委員会委員長 越後 敏明 君。

越後 敏明産業建設常任委員長 産業建設常任委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、14日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第1号「平成24年度一般会計補正予算（第5号）」につきましては、主に、国の緊急経済対策事業の実施に伴う増額補正や年度末の各事業費の精算見込みに伴う減額補正であります。主なものとしまして、農林水産業費では、県営老朽ため池整備事業、県営ほ場整備事業及び農業基盤整備促進事業などによる農地費並びに安部屋漁港整備事業などの漁港管理費、商工費では、のと里山海道観光誘客事業委託料の観光費、土木費では、町道の舗装補修事業及び融雪整備事業などの道路橋梁新設改良費の増額が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決した次第であります。

審議に際し、委員からは、のと里山海道イベント、緊急経済対策事業についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けましたので申し添えいたします。

次に、議案第4号「平成24年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」については、事業の完了及び精算見込みに伴う減額補正並びに国の緊急経済対策事業にかかる調査設計委託料及び工事請負費の増額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号「平成24年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」については、事業の完了及び精算見込みに伴う減額及び国の緊急経済対策事業にかかる工事請負費の増額をおこなうものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、国の緊急経済対策を利用する利点についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けましたので、申し添えいたします。

次に、議案第9号「平成24年度水道事業会計補正予算（第2号）」に

については、収益的収支の収入では、決算見込みにより、営業収益及び営業外収益を増額し、支出では、営業外費用で受託工事費などを増額補正する旨の説明を受け、また、資本的収支では、事業の精算見込みによる減額などで補正を行う旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、高料金対策に係る繰入金と消費税支出の補正内容についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けましたので申し添えいたします。

次に、議案第14号「志賀町道路構造基準等を定める条例について」は、地域主権一括法の公布に伴い、これまで国の法律や政省令で全国一律に定めていた基準を参酌のうえ、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとなったものであり、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「志賀町地域生活改善センター条例の一部を改正する条例について」は、西海高齢者活性化センターを地区公民館施設とするにあたり、指定管理による施設から除外するため、所要の改正するもので、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「志賀町農村集落多目的共同利用施設条例を廃止する条例について」、第29号「志賀町転作促進研修施設条例を廃止する条例について」、及び第30号「志賀町生活環境施設条例を廃止する条例について」は、公の施設のあり方の見直し方針に基づき、関係条例を廃止するものであり、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号から第38号までの「財産の無償譲渡について」は、議案第28号から議案第30号までの各議案で条例の廃止を行う施設を地元区へ譲渡するにあたり議決を要するものであり、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、施設の譲渡後における修理についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けましたので申し添えいたします。

次に、議案第39号「志賀町地域生活改善センターの指定管理者の指定の期間の変更について」は、西海高齢者活性化センターを地区公民館施設とするにあたり、指定管理の指定期間の終期を変更するもので、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第45号「志賀町道路線の認定について」は、町地内において新たに、町道第266号なむらだに線を町道認定するものであり、現地確認を行い、認定要件に適合していることから、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託案件ではありませんが、その他の件としまして、大漁起舟祭に関する能登半島地震の復興支援補助金及び4月に当町でロケが行われる予定の映画「武士の献立」について、担当課長から説明を受けましたので、申し添えいたします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 予算特別委員会委員長 下池 外巳造 君。

下池 外巳造予算特別委員長 予算特別委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、町長から提出されました平成25年度の一般会計ほか11会計の各予算について審査を行うため、去る8日に予算特別委員会が設置されました。

当委員会では、11日及び12日の両日にわたり、町長はじめ、関係職員の出席を求めて委員会を開催し、付託されました12会計の予算について、審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

平成25年度志賀町一般会計予算については、対前年度比1.9パーセント増の予算総額127億3,000万円となっており、特別会計と水道事業及び富来病院事業会計を合わせた12会計の予算総額は、対前年度比0.7パーセント増の236億3,000万円余りとなっております。

審査の結果、議案第46号 平成25年度志賀町一般会計予算は賛成多数で、議案第47号 平成25年度志賀町国民健康保険特別会計予算ないし 第57号 平成25年度志賀町立富来病院事業会計は、いずれも全会一致をもって、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決したことをご報告いたします。

委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳細は省略させていただきますが、特に執行部におかれましては、各予算の執行にあたり、委員会の審査の過程において、各委員から出された貴重な意見、要望等を十分に踏まえ、特に議論が集中したことについては、その理由等を十分考慮され、町の発展及び住民福祉の向上、更には、町民の負託に応えられるよう、格別なる配慮のもとで、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算特別委員会の委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

櫻井 俊一議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。
(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、以上の各案に対する討論に入ります。
まず、原案に反対の者の発言を許します。

稲岡 健太郎議員 はい。

櫻井 俊一議長 はい。2番 稲岡 健太郎 君。

稲岡 健太郎議員 2番 稲岡 健太郎です。

先日、安倍内閣総理大臣が「国家百年の計」との認識を示し、TPPへの交渉参加を正式に表明しました。大臣は記者会見で「国論を二分する問題のため、数多くの意見を聞き、十分吟味した上で決断に至った。」と語られ、また「日本の主権は断固守る。国益を踏まえた最善の道を実現する。」とも語られました。

加入した場合の国内産業への影響が懸念される、この巨大な規模の経済圏協定ですが、医療、福祉、金融、法律、通信などのサービス分野にも影響があるほか、教育の分野における影響も懸念されております。それは、外国資本による教育サービスの参入等により、日本的な価値観、道徳心を

教育する機関が減少し、日本人としての精神性が損なわれていくのではという懸念です。教育は国家の根幹に関わる重要な分野であるので、安倍総理大臣には交渉判断を誤ることのないよう、強く願うものであります。

さて、本町においては、国の学校規模の適正化に関する指針によって、小学校の教育環境が大きく変化する時期を迎えております。先に述べましたとおり、教育環境の整備は国の、そして町の将来にとっても、判断を誤ることのできない大事な要素であります。経済性や効率のみを拠り所として判断してはいけないと考えます。以上を踏まえまして、討論に入りたいと思います。

私は、議案第46号「平成25年度志賀町一般会計予算について」その中の「統合小学校建設事業」に関する予算案について反対といたします。以下、その理由について述べたいと思います。

旧志賀地区での小学校再編問題に関しては、町長が、平成22年9月に統合検討委員会の答申を受けた町教育委員会から2校とすることが妥当との具申を受け、その後検討を重ねた結果、昨年6月の全員協議会で、1校とする考えを示しました。また、場所は現在の高浜小学校の敷地に新校舎を建設するとの事でした。

その理由として、今後の児童数の推移や、スクールバスの運行経費などコストがかかることを挙げております。平成25年度予算特別委員会で、町長は「拙速に物事を進めると、歪みが生じてしまう。」と語られ、また、「あらゆる可能性を考慮に入れて進めてゆくべき。」とも語られました。まったくその通りだと思います。先の決断でも、町長はさまざまな可能性を考え、悩んだ上で判断されたことと思います。

しかし、この今回の統合小学校建設計画については、これまでの経緯の中で、可能性の一つとして出された旧志賀地区での2校案が、経済性と効率のみの観点から1校案に決められた感がぬぐえません。

1校だけでは競争意欲が失われることや、中学を含め、9年間も同じ顔ぶれとなるなど、教育環境を優先し、また、学校を残して欲しいという地域の声を考慮した2校案を、コストだけで廃案にした、と捉える町民も少なくありません。

旧富来地域では段階的に統廃合を行い、最終的に今の1校に統合されました。旧志賀地域でも、既存の耐震改修済みの校舎を利用し、段階的に統廃合を行うことが、財政的にも望ましいのではないのでしょうか。児童が年々減少している現状なので、今の計画よりさらに数年後に1校になるとすれば、その時に新校舎を設計・建設すれば現在計画中のものよりも規模は小さく、さらに適正なものとなり、より経済的ではないのでしょうか。

また、建設場所に関しても堀松の旧志賀中学校跡地などの方が、地理的にも皆が平等な通学距離になるのではないのでしょうか。また、小・中・高のすべてが高浜に集中することも疑問を感じます。いずれにせよ、新たな計画の説明ばかりが先行しており、1校に決定した経緯や、建設場所の選定も含めた理由等をもっと丁寧に、町民に説明すべきだと考えます。そして、児童・保護者、地域住民に理解・協力を求めるべきではないのでしょうか。決まった事の報告のみで、事を前に進めることは、多くの町民の反感を招きます。

先の一般質問でも申し上げた通り、タウンミーティングや町長談話室で町民からすべての意見を聴けるわけではないのです。不満があっても意見を言えない方はたくさんいます。また、統廃合の当事者である児童の意見はどうなるのでしょうか。子どもたちも、タウンミーティングや町長談話室へ来て意見を言うべきなのではないのでしょうか。

先ほど午前中ですが、母校の小学校の卒業式に出させていただきました。町長にもご出席いただきました。そこで懐かしく思う一方、あと数年でなくなってしまうことに一抹の寂しさを感じました。

1校案には、町長も、あらゆる可能性を考え、そして熟慮した上で決断されたことと思います。しかし、そうであるならば、尚更にその考えを町民に問い、理解してもらうことが必要だと考えます。児童・保護者へのアンケートや説明会を開き、今一度よく話し合い、議論する場が必要です。そうする事なしに統合小学校の設計委託費を計上する事はあってはならないと考え、今回の予算案に反対するものであります。

以上で私の反対討論を終わります。

櫻井 俊一議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

福田 晃悦議員 はい、議長。

櫻井 俊一議長 1番 福田 晃悦 君。

福田 晃悦議員 私は、今定例会に提案された議案第46号「平成25年度志賀町一般会計予算」に対する賛成討論を行います。

一般会計予算のうち、特に、統合小学校建設事業については、小規模学級の問題点を解消することで、豊かな人間関係の育成や学習意欲の向上、集団活動や指導体制の充実、学校行事等の活性化など、未来を担う子どもたちの多様な教育活動を推進し、活力ある学校づくりに資するものであります。

小学校の統合にあたっては、前町長が平成16年に「小学校再編検討委員会」を設置し、小学校の適正規模は、旧志賀中学校と旧高浜中学校の校区を基本とする2校という答申がありましたが、急激な児童の減少、国の三位一体改革や合併に伴う住民要望による大型事業の実施など厳しい財政状況を勘案し、平成20年6月に統合小学校を1校とする方針を示されております。

小泉町長が就任され、新たに設置された「小学校統合検討委員会」においては、様々な視点で協議がされ、2校との答申がされましたが、やはり将来の児童数や財政的状况を見据えて1校とし、児童の通学状況などを考慮したうえで、現高浜小学校に新校舎を建設することになったものであります。この間、町では、その都度、議会に協議状況等を説明するとともに、保護者や地区関係者との意見交換会を開催し、さらにはタウンミーティングでも各地区・団体に説明し、要望、意見等を聴取するとともに、統合小学校に対する住民の合意形成に努めてきました。

また、かねてから指摘のありました高浜小学校周辺の異臭問題につきましても、本予算に計上している定住促進事業に併せ、解決されることとなっております。

現在、町では、PTA、学校、区長会など、各方面の皆さんによる「統合小学校建設検討委員会」を設置し、施設整備や統合に伴う課題の整理に向けて、鋭意、検討が進められており、本事業の停滞は、児童のより良い教育活動の推進を阻害するばかりでなく、地域・関係団体に大

きな混乱を招くことが予想されます。

小学校が閉校となる地域の皆様の心情は、十分理解しておりますが、私ども議員は、子どもたちの教育環境のさらなる充実に努め、将来を見据えた責任ある判断をすべきであります。小泉町長は、公民館活動の充実により、閉校後の地域コミュニティの形成を図るとしてしておりますが、地域の事情に配慮し、あらゆる機会や様々な事業を通して、周辺地域の活性化にも、全力であたっていただくことを私からも強く再度要望いたしまして、私からの賛成討論といたします。

櫻井 俊一議長 次に、原案に反対の者の発言を許します。

林 一夫議員 議長。

櫻井 俊一議長 はい。13番 林 一夫 君。

林 一夫議員 3月1日に開会した「第1回志賀町議会定例会」も本日最終日を迎え、上程された58議案について採決のときとなりました。平成25年度の予算執行に係る予算案の審議も、先週の11日、12日の2日間にわたって開催されましたが、まだまだ審議され尽くされていない感じがいたしております。そんな中採決に臨むに当たり、以下の内容をもって討論に参加いたしたいと思っております。

さて、一昨年の中東大震災以来、日本の社会は一層困難な時代を迎えていると思っております。本年1月1日から施行されている「復興財源確保法」により、今後25年間の長い将来にわたって国民に負担を求めていくこととなります。

また国のエネルギー対策の根幹をなしてきた原子力発電に対する将来展望も不透明な状況が続いており、2012年の年間貿易収支の赤字額が過去最大となるなど経済面においても国難ともいえる時代となっております。政権が変わって経済の再生や社会の安定に対する期待も高まっておりますが、これからは社会保障費の増大や少子高齢化の更なる進行により、国民一人ひとりの負担もますます増加していくものと思われま。

私どもの志賀町においても、財政を中心とする行政課題が迫ってくると思っております。志賀原子力発電所の運転停止期間の長期化による地元経済への影響も日増しに深刻化してきているものと思われま。

経済のデフレからの脱却もほど遠く、業種を問わない地元産業界からの悲鳴も聞こえてくる状況となっております。これらのことは今後町の税収にも影響を及ぼすことは明らかであります。こんなときこそ行政は納税者である地域住民全体に対する町民の目線に立っての施策、住民サービスを行って、町民の将来的な不安感の払拭と、産業の振興、発展に努めなければなりません。二元代表制での執行側、議会側、それぞれが独立した機関として互いに緊張感を持ちながら馴れ合いとならず、与えられた役割を自覚して町民に対しての責任を果たしていかなければならないものと思っております。

それでは、討論の内容に入らせていただきます。

私は、今回上程されている議案第46号「平成25年度志賀町一般会計について」とする議案について反対の意見を申し上げます。最初にお断りしておきますが、この議案の内容すべてに対して反対するものではなく、採決の方法として「部分審議」、「部分採決」が採用されていない関係上、この議案第46号に反対と言わざるを得ないことをご理解いただきたいと思っております。

さて、今回私が反対の意見を申し上げたいのは、建設課所管の定住促進事業に関してであります。この事業は、高浜牧場用地を取得し住宅団地を造成し販売しようとするものであり、併せて高浜地区を中心として近年問題となっている匂いの解消も図ろうとするものと伺っております。この匂いの問題に関しては、過去にも一般質問で取り上げられており、事業主や行政などの関係機関においても、解決に向けてその方法等を懸命に模索してきたところかと思っております。この間、特に高浜牧場関係者にとっては、大きな苦悩の日々であったことだろうかと思っております。お察し申し上げます。

この匂いの問題は、出来るだけ早期に解決しなければならないことは誰しもが異を唱えるものではありません。周辺地域の方々にとっては、一刻も早く解決してほしいと願っていることと思っております。私もそのことを心から願っております。

今般の定住促進事業の費用として、平成25年度に用地取得費、建物解体撤去工事費、営業補償費等として、合計で3億7,670万円が計上

されております。今後宅地として造成し、道路や上下水道等の社会資本整備を行うとなれば10億円を超える規模の投資額になろうかと思えます。全町民一人当たりでは4万円以上もの負担をしいることになれば、それは大きな問題と言わざるを得ません。

さて、志賀町における昨今の若者を中心とする人口減少の要因は、住宅地が不足しているからではなく、就業の場所が限られているからであり、行政としても定住者を増やそうとするのであれば、まずは費用もかけながら、熱意をもって新たな企業の誘致や、地場産業の育成発展に努めるべきであろうと考えます。これらの経済施策を着実に実施しながら、そこから得られる成果も生かし、その後の住宅需要にも応えていけばよいのではないかと思います。

限られた財源の中で、この住宅地の開発と産業の振興とを考えた場合、産業の振興が優先されることは当然のことです。このことを逆に進めて、結果が上手くいかなかった場合には、せっかく資本をかけた住宅地が塩漬けとなって放置されることとなります。そのような事態は避けなければなりません。すでに開発されている西山台ニュータウンにも、当初取得した土地の半分以上の未開発の広大な町有地が残されているはずであります。今後ますます利便性が向上するこの土地の有効活用を図る前に、新たな住宅地の開発が議論される余地はないものと思えます。新規の住宅地需要は、西山台の販売当初に比べれば大きく減少していることと思えますので、今後は需要状況に応じて10区画程度の開発を順次西山台で進めればよいのではないのでしょうか。

また、今回の定住促進住宅の対象地となっている場所については、住宅地としての適格性においても問題が多いと思えます。その一つが昨今全国的にも心配されている地震や津波の発生時における土地の状態や海面からの高さのことです。志賀町が発行したハザードマップにおいても、対象地の2割ほどや導入路である町道が浸水危険地域となっております。購入者にとっては、このような土地を終の棲家とするには不安感も伴うことと思えます。また、この土地は8箇所にも分かれており、一固まりの住宅団地を形成するのは不可能と思われま

したがって、社会資本整備を行う際にも、隣接地を購入していく際にも、住宅地として販売する際においても経済面で不利にならうかと思いません。このような点を考え併せていけば、今回対象となっている土地をあえて住宅として整備することより、他の活用策を模索すべきではなかろうかと考えます。

冒頭でも申しましたが、今後国も地方も財政面では大きな困難を伴う状況が想定されております。志賀町でも、15年後には人口が現在より7,000名減少し、15,000人との予測もされております。社会保障費の増大と同時に、税収の減少も大きな懸念であります。町税収入も近年減り続けており、平成25年度においても税収が前年度に比べて4.4パーセント、2.5億円減少し、平成21年度当時と比べれば、20パーセント、実に15億円の税収減となっております。また、志賀町の借金に当たる地方債の残高が平成24年度末時点で約282億円、一方、預金に当たる基金は108億円となっております。次年度、平成25年度においては、この基金が11.5億円取り崩されることとなっております。また、毎年の借入金の返済に当たる公債費は年間約20億円となっており、長い将来にわたって大きな負担となっていくものと思われまます。志賀町の身の丈を今一度考え直す必要があります。

このような財政状況や社会情勢において、今回用地取得や営業補償費として3億7,670万円のすべてが一般財源で賄われるとされるようになっており、先の予算委員会においても財政調整基金から繰り入れされることへの問題指摘もされているところであります。また、今回の宅地造成案において全体事業のあらましも不透明な中での予算執行については、公金を扱っていく事業としては、いささか乱暴にも感じる点でもあります。また各種施設が高浜地域への一極集中化することも全町的な均衡発展を阻害する要素ではないでしょうか。計画の見直しを求めるものであります。

これらいろいろと考えた結果として、以下に私からの提案を申し上げます。

他の同業畜産事業者には、家畜者の管理として自助努力をもって施設の改善や薬剤の散布を行い、匂いの解消や害虫駆除に努めていると聞いてお

ります。このような事業者からの関連からも、高浜牧場においては当面費用や労力もかけながら、さらに徹底した対策を行い、まず匂いの問題を解消することに一層努めていただきたいと思います。

そのことと並行して、この48,000平方メートルの用地と周辺地域を含めての活用策について、今少しの時間もかけながら行政、事業者、議会、産業界なども加わった組織で、地域の新たな価値を生み出す事業の検討を進めるべきであろうと考えます。

将来の地域づくりに関する事業であれば、国や県からの財政面やその他においての支援を受けられるメニューがあるはずであります。例えば、農業関連での振興策や再生可能エネルギーによる発電事業等も考えられるのではないのでしょうか。

執行側には、いろんな観点から今一度定住促進事業の見直しを検討いただきたいと思います。なお、また今日までこの問題の解決に向けて、心を砕いてこられた小泉町長をはじめ、関係する職員の皆さんにも敬意と労いを申し上げ、この土地利用問題が将来よい形で成果が出ることを心から願いながら、議案第46号についての反対討論といたします。賛同賜りますことをお願い申し上げて、私の反対討論といたします。

櫻井 俊一議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

寺井 強議員 はい、議長。

櫻井 俊一議長 4番 寺井 強 君。

寺井 強議員 私は、議案第46号「平成25年度志賀町一般会計予算」に対して賛成の立場から討論を行います。

予算の内容では、特に定住促進事業について、高浜市街地への交通アクセスが良好で、町が所有する旧カントリーエレベーター跡地にも隣接しており、西山台ニュータウンに続き、優良住宅地として定住人口の拡大が期待されます。

また、高浜牧場用地を取得することで、長年の懸案でありました近隣の悪臭問題も解消されるため地域住民の期待も大きく、周辺道路の整備により、国道沿いの商業地の活性化も図られ、非常に相乗効果の高い事業であるといえます。

取得用地の一部で、標高が低く水害等を懸念する意見もありますが、先の議会全員協議会で説明があったように、於古川に隣接する低地を住宅地の共有施設として活用し、必要に応じてかさ上げなどの対策を講じることとし、安全性に関しても心配はないものと考えております。

来年度の一般会計予算は、町民の安全で安心な暮らしを支え、地域経済の活性化を図る重要な事業や、町の行政執行上欠かすことのできない経費であります。議員には、住民にとって今どのような施策が必要なのかを常に熟慮し、判断する責任があります。どうか本議案の趣旨を十分お汲み取りいただき、賛同をお願いするものであります。

また、今回高浜市街地への一極集中を懸念する声もあり、小泉町長には今後とも町民の声を聞き、町民の目線に立った事業の取捨選択、公平で公正な行政執行に努められ、町政の伸展を図っていただくことを希望いたします。私の賛成討論といたします。

櫻井 俊一議長 次に、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 他にありませんか。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 討論を終結します。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより採決します。

まず、町長提出 議案第1号「平成24年度志賀町一般会計補正予算(第5号)について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第2号「平成24年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ないし第10号「平成24年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第3号）について」を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第11号「志賀町新型インフルエンザ等対策本部に関する条例について」ないし第14号「志賀町道路構造基準等を定める条例について」を、一括して、採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第15号「志賀町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」ないし第21号「志賀町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について」を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 22 号「志賀町集落コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について」ないし第 26 号「志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、議案第 27 号「志賀町憩いの広場条例を廃止する条例について」ないし第 30 号「志賀町生活環境施設条例を廃止する条例について」を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、議案第 31 号「財産の無償譲渡について (水の潤倶楽部)」ないし第 39 号「志賀町地域生活改善センター (西海高齢者活性化センター) の指定管理者の指定の期間の変更について」を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、議案第41号「新たに生じた土地の確認について」ないし第45号「町道路線の認定について（町道第266号なむらだに線）」を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第46号「平成25年度志賀町一般会計補正予算について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

もとい、第46号「平成25年度志賀町一般会計予算について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 12名）

櫻井 俊一議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第47号「平成25年度志賀町国民健康保険特別会計予算について」ないし第57号「平成25年度志賀町立富来病院会計予算について」を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第3 町長提出 町長追加提出 同意第1号（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

櫻井 俊一議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、同意第1号「副町長の選任について」を議題といたします。本件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長

小泉 勝町長 はい、議長。

去る3月1日に提出した案件に追加して、本日提案することをお認めいただいた案件についてご説明をいたします。

同意第1号 副町長の選任についてであります。

山王 竹夫副町長には、平成22年4月1日の就任以来、3年間にわたり私の補佐役として、その手腕を発揮し、円滑な町政の推進にご尽力をいただきましたが、この度、一身上の都合により、本年3月31日をもって職を辞したいとの旨の退職願いが提出され、これを承認することとしました。

山王副町長の退職により、空席となる副町長には、これまでのように石川県との太いパイプを持ち続けることが、町政にとって重要であると考え、「庄田 義則」氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

庄田氏は、昭和55年4月に石川県庁に奉職され、これまで総務部地方課主幹や企画振興部企画課 課長補佐、空港企画課参事などの要職を歴任され、現在は、企画振興部新幹線・交通対策監室参事兼課長補佐として、石川県政の重要な施策に携わっておられ、その卓越した行政手腕は高く評価されており、これからの町政の諸課題に、的確に対応していくために、庄田氏が副町長として適任であると考え、ここに提案するものであります。

また、庄田氏も副町長としての重責を、自身の豊富な経験と知識を活かし、全力を挙げて果たしたいとの考えを示しておりますので、議員の皆様方におかれましては、適切な御決議を賜りますようお願いを申し上げます。なお、選任の日は、平成25年4月1日を考えております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 説明を終わります。

お諮りします。

本件については、人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

本件の採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

櫻井 俊一議長 起立多数。

よって、本件は同意されました。

日程第4 議員提出 発議第9号及び第10号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

櫻井 俊一議長 次に、本日、寺井 強君ほか2名から提出のありました発議 第9号「微小粒子物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書について」、及び須磨隆正君ほか2名から提出のありました発議 第10号「北朝鮮の核実験実施に強く抗議することを求める意見書について」を、一括して議題といたします。

(久木 拓栄議員 退席 午後3時15分)

両案の提出者から、説明を求めます。

3番 寺井 強 君。

寺井 強議員 はい。

今回提出しました、発議第9号「微小粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書」について、説明させていただきます。

最近、新聞・テレビ等で、発展著しい中国大陸から、自動車の排気ガスや工場の排煙などから排出される「微小粒子状物質」、いわゆるPM2.5が日本に飛来し、我々の身体に悪影響を及ぼすことが報道されております。しかし、そういったもの対しては、発生源の実態や構成成分が十分に解明されておらず、我々には不安を募らせるばかりであります。

よって、この問題については、国が調査を実施し、解明するとともに、国際的な取り組みを推進するよう働きかけることを、国に対して要望するものであります。

議員各位におかれましては、住民の生命にかかわる重要な問題でありますので、提案の趣旨をご理解され、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

櫻井 俊一議長 8番 須磨 隆正 君。

須磨 隆正議員 はい、議長。

(堂下 健一議員 退席 午後3時17分)

今回提出しました、発議第10号「北朝鮮の核実験実施に強く抗議することを求める意見書」について、説明させていただきます。

我が国及び国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強く自制を求めているなか、先般、核実験が強行されたことは、広く国際社会の平和と安定を大きく損なう行為であり、断じて容認できるものではありません。また、この行為は、国連安全保障理事会の決議に違反しており、このような挑発行為は国際社会への挑戦と受け止めます。

よって、国に対しては、国際社会の場においても抗議し、平和的な解決を図るよう強く要望するものであります。

(久木 拓栄議員 着席 午後3時18分)

議員各位におかれましては、世界の安定平和のため、提案の趣旨をご理解いただき、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

櫻井 俊一議長 説明を終わります。

(質 疑)

櫻井 俊一議長 これより、両案に対する質疑を許します。
(質疑なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託)

櫻井 俊一議長 お諮りします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、両案に対する討論に入ります。
まず、原案に反対の者の発言を許します。
(発言なし)

櫻井 俊一議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。
(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより採決します。

両案の採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第9号「微小粒子物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第10号「北朝鮮の核実験実施に強く抗議することを求める意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議員の派遣について

櫻井 俊一議長 次に、「議員の派遣について」を議題といたします。

お手元に配布のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員として必要な見識を深めるため、本町が抱える行政課題に対応した諸外国の先進事例調査を行います。

期間は、本年5月6日から10日までの5日間、台湾を訪問し、石川県と親交のある台南市議会における台湾地方議会の現状を把握するとともに、台北市において、本町に立地する企業の現地関連の法人の調査などを行うため、11名の議員を派遣するものであります。

お諮りします。

以上のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

日程第6 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

櫻井 俊一議長 次に、各委員会委員長から、お手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

(堂下 健一議員 着席 午後3時23分)

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。
よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

櫻井 俊一議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。
平成25年第1回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。
これにて、散会します。

(午後3時24分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第5号

閉会中の継続審査について

- ① 総務常任委員会委員長
- ② 教育民生常任委員会委員長
- ③ 産業建設常任委員会委員長
- ④ 議会運営委員会委員長
- ⑤ 原子力発電所対策特別委員会委員長
- ⑥ 議会広報特別委員会委員長

2 議長報告第6号

委員会審査報告について

- ① 予算特別委員会委員長
- ② 総務常任委員会委員長
- ③ 教育民生常任委員会委員長
- ④ 産業建設常任委員会委員長

3 議長報告第7号

入札結果報告について

(平成25年3月6日 2件)

4 議長報告第8号

財政援助団体等監査及び随時監査の実施の結果について

5 議長報告第9号

例月出納検査の結果について

(平成25年2月25日実施分)

6 議長報告第10号

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令等の公布及び施行について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 櫻 井 俊 一

志賀町議会議員 南 政 夫

志賀町議会議員 下 池 外巳造